

告 示

埼玉県告示第千二百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により東松山市から東松山都市計画事業高坂駅東口第一土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年十一月八日

埼玉県知事 大野 元 裕